

点検・評価報告書（法務研究科）

基準 1 理念・目的

1 現状分析

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

① 学部等ホームページに、以下の項目を掲載し、社会に公表していますか。

- (1) 日本大学の目的及び使命
- (2) 日本大学の教育理念
- (3) 日本大学教育憲章
- (4) 学部においては、学部、学科ごと、研究科においては、研究科、専攻の課程ごと、短期大学部においては、学科、専攻科ごとの教育研究上の目的

[自己評価]

- 全ての項目を掲載している。
 一部の項目を掲載していない。
 その他回答

② 履修要覧に、以下の項目を掲載し、学生に周知していますか。

- (1) 日本大学の目的及び使命
- (2) 日本大学の教育理念
- (3) 日本大学教育憲章
- (4) 学部においては、学部、学科ごと、研究科においては、研究科、専攻の課程ごと、短期大学部においては、学科、専攻科の教育研究上の目的

[自己評価]

- 全ての項目を掲載している。
 一部の項目を掲載していない。
 その他回答

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

本研究科は、「法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹」を育成することを目的としている。

文部科学省に提出した設置認可申請書において、教育上の理念・目的として、日本法律学校を創始とする自主創造の学風による優れた次代を担う法曹の育成を掲げ、また人材養成の目標として、14 学部（現在、16 学部）、19 研究科（現在、本研究科を除いて 20 研究科）のほか通信教育

部・短期大学部，さらには附属高等学校・中学校（現在，小学校，幼稚園，認定こども園も併設）を併設し，各種研究所を擁する日本大学の総合性を生かした時代が要請する法曹の養成を掲げている。

本研究科の理念・目的，教育目標については，より具体化した形で，教育研究上の目的として次のように学則（日本大学学則別表1の2）において定めている。

「本研究科の目的は，法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず，人間に対する深い洞察力，健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観，正義感の涵養を通じて，市民から信頼され，また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに，総合大学の総合力，多様性を活かし，医療・環境・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指す。

（法務専攻（専門職課程））

理論と実務が密接に連携した双方向教育を展開し，法律基本科目の十分な理解，法律実務基礎科目の習得の上に，多様な法的問題に柔軟に対応でき，法化社会の実現に資する専門性の高い法曹を養成する。」

本研究科が養成しようとする法曹像は，さらに，三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）においても明記されている。

養成しようとする法曹像は，学則において明確に設定され，また，学校紹介，日本大学法科大学院ガイドブック，法科大学院ホームページ等の主要な広報活動で一貫して述べられ，教員，職員及び学生等に認識されている状態にあるから，法曹像の明確性・周知のいずれも非常に良好であると考えられる。

基準2 内部質保証

1 現状分析

点検・評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また，教育の充実と学習成果の向上を図るために，内部質保証システムを整備し，適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・学部，研究科その他の組織における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し，その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部，研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性，妥当性を高めるために，学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

③ 学部等において，PDCAサイクルをどのように機能させているか，内部質保証体制（内部質保証推進委員会，自己点検・評価委員会，各委員会組織，教授会，執行部会等の役割や関係性）や，活動内容について記述してください。学部等独自のPDCAサイクル図等があれば，ここに貼り付けてください。

内部質保証に関するシステムの整備について，本研究科では研究科長を委員長として大学院法務研究科内部質保証推進委員会を設置して，同委員会が内部質保証の推進について責任を負う組織となり，FD委員会と連携し，大学院法務研究科自己点検・評価委員会及びFD委員会が行う自己点検・評価活動の結果報告等を受けてそれを検証し，教育の質の保証のために教育

研究及び管理運営等の諸活動について必要な改善・改革を指示・推進し、質の向上を図ることとしている。なお、FD活動の内容についてはFD委員会からの報告を待って、改善すべき事項等について必要な指示をする体制を整えている。

④ 三つの方針について、どの組織が、どのように検証しているか記述してください。

学務委員会、入学試験管理委員会及び分科委員会において必要な点検・評価・検証を実施している。今後も、既存の委員会において、定期的に点検・評価を行い、様々な状況の変化に合致した見直しを行う。

⑤ 外部評価を実施（令和3年度から令和5年度までの期間）している場合、点検・評価項目を記述してください。

該当なし

⑥ 外部評価の結果、改善・向上に取り組んだ事項について記述してください。

該当なし

⑦ 今後、外部評価、分野別評価、法科大学院認証評価、JABEE認定を受審する予定があれば記述してください。

予定なし

⑧ 教育の質の向上を図るために、学生からの意見を取り入れていますか。取り入れている場合は、その内容を具体的に記述してください。

無記名の学生による授業アンケートを各学期の中間期と終了期に実施し、授業の改善点や到達目標の達成状況を把握・検討し、領域別教育到達目標に適った授業内容の担保を図っている。

無記名の自由記述アンケートを各学期に1回実施し、授業や学生生活など広範囲の改善点について意見を聴取している。

学生と教員による意見交換会を各学期に3回程度実施し、授業や学生生活など広範囲の改善点について意見を聴取している。

点検・評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

⑨ 学部等ホームページに公表している学校教育法施行規則第172条の2第1項に定める以下の教育情報は、最新の情報に更新されていますか。

- (1) 教育研究上の目的
- (2) 教育研究上の基本組織

- (3) 卒業の認定に関する方針
- (4) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (5) 入学者の受入れに関する方針
- (6) 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- (7) 入学者の数，収容定員及び在学する学生の数
- (8) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- (9) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- (10) 成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- (11) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- (12) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用
- (13) 修学支援，生活支援，進路支援その他の学生支援

[自己評価]

- 全ての項目が更新されている。
- 一部の項目が更新されていない。
- その他回答

⑩ (法務研究科のみ)

ホームページに公表している学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 2 項に定める「専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況」は，最新の情報に更新されていますか。

[自己評価]

- 更新されている。
- 更新されていない。
- その他回答

点検・評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い，改善・向上に向けた取組を行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し，その結果に基づき，教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

⑪ 学部等における内部質保証システムが有効に機能しているか，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

大学院法務研究科内部質保証推進委員会を，月 1 回を原則として開催している。

近年では，主に，令和 5 年度受審の法科大学院認証評価に向けた改善事項等について，大学院法務研究科自己点検・評価委員会から報告を受け，今後も継続して改善事項を検討することや，提出資料の作成作業等を滞りなく進めるよう指示をしている。その結果，法科大学院の認証評価において，大きな指摘事項もなく，適合の評価を受けるに至った。

内部質保証に関するシステムの整備について、本研究科では研究科長を委員長として大学院法務研究科内部質保証推進委員会を設置して、同委員会が内部質保証の推進について責任を負う組織となり、FD委員会と連携し、大学院法務研究科自己点検・評価委員会及びFD委員会が行う自己点検・評価活動の結果報告等を受けてそれを検証し、教育の質の保証のために教育研究及び管理運営等の諸活動について必要な改善・改革を指示・推進し、質の向上を図ることとしている。なお、FD活動の内容についてはFD委員会からの報告を待って、改善すべき事項等について必要な指示をする体制を整えている。大学院法務研究科内部質保証推進委員会は、研究科長、専攻主任に加えて、学務委員会委員長、FD委員会委員長、学生生活・就職委員会委員長、入学試験管理委員会委員長及び研究委員会委員長といった主要な委員会の委員長を網羅しているほか、公法系、民事系及び刑事系それぞれの領域の教員をも網羅する構成となっている。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

FD活動の一つとして、前学期と後学期に分けて、教員と全在学生との意見交換会を実施し、授業、学生生活等について要望や意見を聴取し、結果は、担当教員から「学生との意見交換会アンケート回答表」で報告されている。教員と学生の意見交換会を通じて、本研究科が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施しているかどうかを確認し、必要な改善を速やかに行っている。

また、前学期と後学期において、学生を対象とした「自由記述アンケート」を実施し、本研究科全般に関する意見・感想を収集し、FD委員会及び分科委員会において報告している。学生からの意見や要望等については、迅速に対応することとしており、TKC（法科大学院教育研究支援システム）において改善状況を公開している。

公開されている教育活動等に関する情報は、法科大学院の社会に対する説明責任の観点及び自己改革や教育等の改善という観点から必要十分なものであり、開示している情報の内容は正確で誤解を与えるおそれのないものであると考えている。また、教育活動等に関する情報は、法科大学院ホームページ等の誰でもアクセスできる方法で開示されている。質問等の受付窓口についても付記されている。それゆえ、情報公開が、非常に適切に行われていると評価される。

大学院法務研究科自己点検・評価委員会は、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織として、自己点検・評価を行っている。また、学務委員会、入学試験管理委員会及び学生生活・就職委員会も、それぞれが担当する分野について、自己改革に恒常的に取り組んでいる。そして、各委員会の報告を受けて、大学院法務研究科内部質保証推進委員会や分科委員会でも議論がなされ、具体的取組が決定されている。それゆえ、自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好であると考えられる。

基準3 教育研究組織

1 現状分析

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮した上で、教育研究組

織（学部・研究科や附置研究所，センター等）を構成しているか。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し，その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して，教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み，効果的な取組へとつなげているか。

⑫ 学問の動向や社会的要請等に対応すべく，学科や研究所の新設，学科の改組等，教育研究組織の見直しについて，どの組織が，どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

人事委員会において教員の採用等に関する調査を行い，分科委員会の議を経て，対象者の資格審査を行う。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとして，人事委員会が所管となり，専任教員の採用等に際して設置される審査会において研究実績・実務経験等に照らして担当を可とする科目を審査し，授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているのに加えて，非常勤講師も含めて，学務委員会において，授業科目と担当教員の適合性が諮られ，さらに運営委員会において協議し，分科委員会に諮る仕組みをとっているが，この仕組みも，採用及び昇任に際して，教員の教育に必要な能力を評価する制度としても位置付けられる。

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取組として，FD委員会を設置しており，FD活動の重要性に鑑み，委員会は本研究科の全専任教員で構成し，FD活動の記録も作成・保存されている。

FD委員会においては，学生の視点に立った授業やその他に関する改善が常に検討されかつ必要な改善が実現されている（「学生による授業評価アンケート」，「自由記述アンケート」及び「学生との意見交換会」）。また，学生のみならず教員の視点からも授業内容や方法の改善が図られている（「教員による授業評価アンケート」）。さらに，授業において成績評価の厳格化・客観化をどのように達成するか，授業内容が法曹養成教育として適切かどうかの検討も適切になされてきた。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

本研究科のFD活動には非常勤教員も専任教員と同様に参加可能であり，授業参観には法曹養成連携協議会構成員である法学部教員も参加している。このように，本研究科では専任教員以外の教員にもFD活動に関する情報が共有されており，かつFD活動への参加が実現している。外部研修への参加も積極的になされている。

授業参観も適切に実施されており，更に多くの授業参観が行われるためには，授業参観の意義を教員間で再度確認する必要がある。

以上のように、本研究科のFDに関しては、FD委員会を中心に組織的かつ積極的なFD活動が推進され、教職員全体で本研究科の目標・計画及び課題についての認識を共有し、教育のPDCAサイクルを機能させ、点検・評価の定期的な実施及び点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的実施に取り組んでいる。

基準4 教育・学習

1 現状分析

点検・評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的な在り方を示していること。

<評価の視点>

- ・卒業の認定に関する方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

[卒業の認定に関する方針について] (修士・博士・専門職学位課程)

㉓ 課程・専攻ごとに定めていますか。

[自己評価]

定めている。

定めていない。

その他回答

㉔ 「学生が修得すべき知識」、「技能」、「態度」等、当該課程・専攻にふさわしい学習成果を示していますか。

[自己評価]

示している。

見直す必要がある。

その他回答

㉕ ステークホルダーが見て、分かりやすく、理解しやすい表現・内容となっていますか。

[自己評価]

なっている。

見直す必要がある。

その他回答

[教育課程の編成及び実施に関する方針について] (修士・博士・専門職学位課程)

㉖ 課程・専攻ごとに定めていますか。

[自己評価]

定めている。

定めていない。

その他回答

⑳ 卒業の認定に関する方針との関連性が明確ですか。

[自己評価]

明確である。

見直す必要がある。

その他回答

㉑ 卒業の認定に関する方針に基づき、「教育課程の体系」、「教育内容」、「教育課程を構成する授業科目区分」、「授業形態」、「学修成果の評価」を示していますか。

[自己評価]

示している。

見直す必要がある。

その他回答

㉒ ステークホルダーが見て、分かりやすく、理解しやすい表現・内容となっていますか。

[自己評価]

なっている。

見直す必要がある。

その他回答

点検・評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成及び実施に関する方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

㉓ 各授業科目は、授与する学位（又は、課程・専攻）と整合していますか。

[自己評価]

整合している。

見直す必要がある。

その他回答

㉔ 各授業科目は、体系的に編成されていますか。

[自己評価]

編成されている。

見直す必要がある。

その他回答

③② 各授業科目の到達目標が、シラバスに明示されていますか。

[自己評価]

- 明示されている。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③③ 各授業科目は、学習時間を考慮し、授業期間及び単位が設定されていますか。

[自己評価]

- 設定されている。
- 見直す必要がある。
- その他回答

点検・評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成及び実施に関する方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

③④ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性を踏まえた対応をしていますか。

[自己評価]

- 対応している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑤ シラバスは、学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容ですか。

[自己評価]

- 十分である。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑥ 学生が意欲的かつ効果的に学習できるように、以下の項目について取り組んでいますか。

- (1) 授業の履修に関する指導
- (2) 学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認
- (3) 授業外学習に資するフィードバック

[自己評価]

- 全ての項目について取り組んでいる。
- 一部の項目について取り組んでいない。
- 上記以外の事項について取り組んでいる。
- その他回答

点検・評価項目④

成績評価，単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で，公正，公平に実施しているか。
- ・ 成績評価及び単位認定に係る基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・ 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・ 卒業の認定に関する方針に則して，適切に学位を授与しているか。

③⑦ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で，公正，公平に実施していますか。

[自己評価]

- 実施している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑧ 成績評価及び単位認定に係る基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示していますか。

[自己評価]

- 明示している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑨ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を，客観的かつ厳格で，公正，公平に行っていますか。

[自己評価]

- 行っている。
- 見直す必要がある。
- その他回答

④⑩ 学位授与における実施手続及び体制が明確ですか。

[自己評価]

- 明確である。
- 見直す必要がある。

その他回答

点検・評価項目⑤

卒業の認定に関する方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標，方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は，卒業の認定に関する方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し，学部として設定する目的に応じた活用を図っているか。

④③ 学習成果を把握・評価する目的や指標，方法について記述してください。

法務研究科は，専門職大学院であるため，ディプロマ・ポリシーにおいて「所定のカリキュラムを修了することを学位授与の条件」としている。つまり，学習成果はカリキュラムの修了をもって判定されるため，各学年に進級要件を設け，修得単位数やG P A（成績評価を点数化した指標）を用いて，進級及び修了の判定を行っている。進級及び修了の判定は，本研究科の学務委員会で協議したのち，本研究科の大学院分科委員会で審議される。具体的なカリキュラムにおける学習成果の把握については，各教員が厳正に行っており，科目ごとに「成績評価基準」を作成し，学生に公開している。この内，「教育効果の達成状況」として記載された内容については，本研究科のF D委員会と学務委員会で検証を行い，学習成果の把握と適正な評価がなされているか確認している。評価について，科目の合格，不合格の判定は絶対評価で行うが，合格した者の成績評価（S，A，B，C）については相対評価で行い，過度な集中が起きないように，そのおおよその割合を決め，学生に公開している。

④④ 上記指標や方法を用いて把握・評価した学習成果を，学部等でどのように活用しているか記述してください。

G P Aが学務委員会で定めた基準値未満の学生に対して個人面談を実施し，学習方法の改善や学生生活の相談を受けている。

[学位論文審査基準について]（修士・博士課程）

④⑤ 学位論文審査基準をホームページに公表していますか。

[自己評価]

- 公表している。
- 公表していない。
- その他回答

④⑥ 学位論文審査基準を大学院要覧に明示していますか。

- 明示している。
- 明示していない。

その他回答

㊦ 学位論文審査基準には、以下の項目が明示されていますか。

- (1) 学位論文が満たすべき水準
- (2) 審査体制
- (3) 審査方法（項目）

[自己評価]

全ての項目を掲載している。

一部の項目を掲載していない。

その他回答

点検・評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

㊧ 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等について記述してください。

カリキュラムにおける学習成果の把握については、各教員が厳正に行っており、科目ごとに「成績評価基準」を作成し、学生に公開している。この内、「教育効果の達成状況」として記載された内容については、本研究科のFD委員会と学務委員会で学期ごとに検証を行い、学習成果の把握と適正な評価がなされているか確認している。評価について、科目の合格、不合格の判定は絶対評価で行うが、合格した者の成績評価（S、A、B、C）については相対評価で行い、過度な集中が起きないように、そのおおよその割合を決め、学生に公開している。

㊨ 点検・評価するに当たり、学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報をどのように活用しているか記述してください。

学習成果の把握については、上述のとおり、各教員が厳正に行っており、科目ごとに「成績評価基準」を作成し、学生に公開している。この内、「教育効果の達成状況」として記載された内容については、本研究科のFD委員会と学務委員会で検証を行い、学習成果の把握と適正な評価がなされているか確認している。

授業外における学習状況については、本研究科の専任教員で構成される法務研究会において、外部業者による模擬試験の結果や課外講座の状況、司法試験に合格した学生の進路状況等について情報を共有している。

⑤③ 教育課程及びその内容，教育方法の改善・向上に当たり，自己点検・評価の結果をどのように活用しているか記述してください。また，その結果，改善・向上を図った事例等について記述してください。

全科目で授業評価アンケートを行い，その結果を，本研究科のFD委員会及び学務委員会で検討している。アンケート結果を集計した資料を担当教員に渡し，次年度の授業改善に向けたアクションプランシートの作成及び提出を義務付けており，提出されたアクションプランシートは，その内容をFD委員会で検討している。また，自由記述により寄せられた，全体に対する学生からの意見について，授業や教育の方法に係る部分をFD委員会，授業の実施に係る部分を学務委員会で検討し，改善を図り，次年度のガイダンス等で学生に報告している。

(事例)

学生からの要望：レジュメのTKCへのアップが，授業当日又は前日の科目もあり，印刷等の対応が難しいので，授業開始時に配布する等の対応をお願いしたい。

対応：従前より依頼していたが，再度，全教員に対し，授業1週間前を目安に，TKCに授業資料をアップしていただくよう周知して改善を図った。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

本研究科の授業内容は，「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参照して作成された本研究科独自の領域別到達目標に基づいており，法科大学院学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。この到達目標は学生に広く周知されており，かつ，到達目標の達成状況について各教員が各学期の期末試験終了後に明示することによって，学習内容と到達目標とが有機的に結びついている。

また，各科目の特性を考慮した上で，授業において取り上げる部分と自学自修に委ねる部分が適切に振り分けられている。

授業目的・内容，到達目標，講義スケジュール及び教科書等が詳細に示されたシラバスは学生が十分な授業準備を行うのに適切な時期に提供されている。また，あらかじめ配布されるレジュメ・資料により，あるいは授業時又はTKC等を通じて行われる予習指示により，学生は次回の授業において修得すべき内容を事前に把握し，準備することが可能となっている。

なお，シラバス編集時には，大学院法務研究科自己点検・評価委員会委員長及び学務委員会委員長を中心にシラバスチェック項目に基づき，点検を行っている。

授業外での自学自修を支援するため，本研究科を修了し，現役の法曹として活動する若手弁護士を助教として採用し，アカデミック・アドバイザーとして学生の各種相談に応じている。アカデミック・アドバイザーは，交替制で毎日オフィスアワーを設定しているため，学生が気軽に質問できる体制が整っている。なお，アカデミック・アドバイザーの活動については，随時，専任の教員との連携がとられており，学務委員会で年1回の活動報告を義務付けている。

また，授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しについて，産業界の人員を委員に迎えた教育課程連携協議会を設置し，委員会内で出た意見を勘案した上で，適切な体制を整えて実施している。

基準5 学生の受け入れ

1 現状分析

点検・評価項目①

入学者の受入れに関する方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・入学者の受入れに関する方針は、学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・入学者の受入れに関する方針は、入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像や，入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・入学者の受入れに関する方針に沿い，適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平，公正に実施しているか。
- ・入学者選抜に当たり，特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・全ての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

⑤④ 入学者の受入れに関する方針を学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定していますか。

[自己評価]

- 設定している。
- 設定していない。
- その他回答

⑤⑤ 入学者の受入れに関する方針には，卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえた「入学前の学習歴」，「学力水準」，「能力等の求める学生像」及び「入学希望者に求める水準等の判定方法」を志願者等に理解しやすく示していますか。

[自己評価]

- 示している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

⑤⑥ 入学者選抜を，体制・仕組みに基づき公平，公正に実施していますか。

[自己評価]

- 実施している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

⑤⑦ 入学者選抜に当たり，特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備していますか。

[自己評価]

- 整備している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

点検・評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

大学基礎データ（表2）

研究科・課程	入学定員充足率の5年平均 (令和2年度～令和6年度)	収容定員充足率 (令和6年度)
法務研究科（専門職学位課程）	0.65	0.71

⑤8 「大学基準協会の評価の指針」により、定員超過あるいは定員未充足の場合は、どのような対策をとっているか記述してください。

該当なし

点検・評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

⑤9 学生の受け入れに関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

入学試験の実施前に、入学試験管理委員会において、各期の入学試験実施要項、面接実施要項、書面審査要項を協議の上、教職員が共通認識の下、適切かつ厳正な入学試験を実施している。また、各種施策として、本学法学部出身者へは、PR活動及び法曹コースとの連携や入学検定料の免除などを、社会人へは昼夜開講制の導入及びICTを利用した授業補助や自習室の開室時間延長などを実施し、志願者数の増加につながっている。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

法科大学院は、いわゆる司法制度改革の一環として発足した新たな制度であって、その修了が司法試験の受験資格となっていることに特色があり、修了後（最終年次に在学中受験を行った場合は受験開始から）5年間の司法試験の受験資格が与えられている。

法科大学院にはこのような特殊性があるため、在籍学生数を増やせばいいというものではない。

入学試験における合格レベルを下げれば学生の数を確保することは可能であるが、それは、入学した学生の質を下げることに伴い、修了後の5年間は司法試験の受験資格があるため、結果的に司法試験に合格することができない多くの学生を抱えることになって司法試験の合格率を低下させ、日本大学の評価を下げることになってしまう（実際に過去にはそのようなことで苦しんでいた）。しかも、現在は全国的に法科大学院を希望する学生数が大幅に減少しており、各法科大学院は優秀な学生を取り合っているのが実情である。したがって、入学試験の実施前に、入学試験管理委員会において、各期の入学試験実施要項、面接実施要項、書面審査要項を協議の上、教職員が共通認識の下、適切かつ厳正な入学試験を実施している。そのための取組が必要となっている。

幸いにも、本研究科は、下記のような取組が奏功し、現在は司法試験の合格率も向上していることから、令和5年9月に実施した令和6年度入学試験（第1期）では、募集人員20名のところ、204名の志願者（志願競争倍率は約8.5倍）、第2期では、募集人員30名のところ、167名の志願者（志願競争倍率は約8.0倍）、第3期では、募集人員10名のところ、135名の志願者（志願競争倍率は約13.5倍）、しかし、上記のとおり、安易に合格者を増やし在籍学生数を増加させれば、再び司法試験の合格率を悪化させることになってしまうため、あえて合格者を厳選し、優秀な学生に絞っている結果、上記のような在籍学生数となっている。

基準6 教員・教員組織

1 現状分析

点検・評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・「学部等教員組織編制方針」に基づき、教員組織を編制しているか。
 - ▶専任教員数の遵守、教員の構成
 - ▶教育効果に配慮したクラス編成、専任教員の授業負担への配慮
 - ▶教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化
 - ▶教員の資質向上
 - ▶その他、学部等として重視するポイント
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・T A、S A又はG S Aを置いている場合、ガイダンスや研修を実施した上で業務をさせているか。

（専門職学位課程）

⑥ 専任教員総数、教授数、実務家教員数は、設置基準を満たしていますか。

[自己評価]

- 全て満たしている。
- 一部満たしていない。

□その他回答

⑥⑦ 特定の教員に過度な授業負担が生じないように、どのように配慮しているか記述してください。

オムニバスによる授業を除き、90分授業で週3講座(1.5コマ)を目安として担当している。担当する学問領域などにより、開講学期に偏りがあるため、週単位の担当コマ数にはバラつきがあるものの、年間での担当コマ数は3.0コマを基準として講座担当者を選定している。

授業の担当コマ数については、全教員とその担当科目の一覧を作成し、コマ数を記載している。この資料は、事務局で共有しているほか、法務研究科の専攻主任など執行部とも情報を共有している。

⑥⑧ 教育研究活動を実現するために、教員と職員とがどのように役割分担をし、それぞれの責任を明確にし、協働・連携しているか記述してください。

法学部研究事務課が、本研究科(及び法学部)に所属する専任教員の研究活動をサポートしている。法学部研究事務課には5人の事務職員が配置され、①研究費の管理運営に関する事項(法学部研究費、科学研究費、委託・共同研究費、産官学連携研究費など)、②研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育に関する事項、③「日本大学研究者情報システム」管理・運営に関する事項、④「日本大学研究助成金公募情報等システム」の管理・運営に関する事項、⑤日本大学学術研究助成金、「日本大学特別研究」に関する事項などに関する事務を担当している。

また、大学院事務課職員及び講師室に配置された職員により、教材作成配布の補助、パソコンやAV設備の設営・操作方法の説明等を行っており、授業負担等で忙殺されかねない教員が研究のために必要な時間を確保するための適切な人的配置がなされている。

⑥⑨ TA, SA又はGSAを置いている場合、どのようなガイダンスや研修を実施し、どのような業務をさせているか記述してください。

TA, SA又はGSAを置いていない。

点検・評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

⑦⑩ 教員を採用するに当たり、どのような方法(公募等)で募集しているか記述してください。

中長期的な人事計画を策定して継続的な教員確保に努めている。退職予定者についてはあらかじめ把握し、原則として、本研究科を担当している教員の紹介によって採用を行っている。

⑦⑪ 「教員の募集」、「教員の採用」及び「教員の昇任」について、明文化された基準及び手続に従い公正に行っていますか。

[自己評価]

■公正に行っている。

□基準や手続き方法を見直す必要がある。

□その他回答

⑫ 教員の年齢構成に著しい偏りがないように、どのように取り組んでいるか記述してください。

実務経験豊かな判事経験者等を定年退官後に採用することが多いことから、年齢構成が比較的高くなっているが、このことが教育及び研究の活性化を図る上で支障を来しているわけではなく、むしろ実務経験に裏付けられた質の高い、分かりやすい教育が実現している。また、本研究科の助教経験者を研究者教員として採用しており、年齢構成の偏りの解消に努めている。

⑬ 教員の男女比に著しい偏りがないように、どのように取り組んでいるか記述してください。

専任教員中の女性比率が23.5%となっており、ジェンダーバランスへの配慮がなされていると考える。なお、専任の実務家教員では女性が0人となっているが、そもそも、本研究科で採用を行っている裁判官（定年退官後）及び弁護士において女性の占める割合は、近年増加傾向があるものの、依然、裁判官が23.0%（令和2年12月現在）、弁護士が19.4%（令和3年9月30日現在）（内閣府「男女共同参画白書」令和4年版）となっており、特に教員に採用を希望する年代の法曹の女性の割合は更に著しく低く、各種の政府委員や社外取締役等の需要とも競合し、限られた人員の中から、採用を行うことは困難な状況であるが、今後もバランスを保った採用に取り組む。

⑭ 大学院担当教員の資格審査基準は、大学院設置基準第9条第1項各号に沿ったふさわしい内容となっていますか。

[自己評価]

□ふさわしい内容である。

□見直す必要がある。

■その他回答

本研究科は専門職大学院のため、専門職大学院設置基準に沿った教員組織の編成を行っている。

点検・評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組を行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等

の活性化を図ることに寄与しているか。

㊦ 教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるために，どの組織が，どのように取り組み，その結果どのような成果を得ているか記述してください。

教育内容・教育方法の改善活動を企画し，実施する組織として，本研究科の全専任教員によって構成される，FD委員会を置いている。

FD委員会では，授業評価アンケート（学生・教員），学生との意見交換会，教員相互間による授業参観及びFD研修会等の実施について計画・実施・報告・検討を行うとともに，授業改善を積極的に推進する見地から自己点検・評価活動を実施し，大学院法務研究科内部質保証推進委員会に報告している。

学生からの意見要望（学生との意見交換会，学生による授業評価アンケート）については，FD委員会で検討の上，各委員会及び事務局に担当を割り当て，各委員会及び事務局は必要な改善策を講じ，その結果をFD委員会に報告することになっている。また，改善状況については，TKCに掲載するだけでなく，年度始めのガイダンスにおいて報告することによって，学生に周知している。

学生による授業評価アンケートの結果は各科目の教員にも通知しており，また，教員相互間の授業参観の報告書も授業担当者に渡されている。そして，これらの結果をも踏まえて，各教員はアクションプランシートを作成し，自らの授業の改善を図っている。

なお，教員による授業評価アンケート及び教員相互間の授業参観の結果についてはFD委員会において報告され，教員間において問題意識が共有されるとともに，授業の内容・方法の改善に関する検討が進められる。

以上のようなプロセスを経ることによって授業改善等が図られている。

㊧ 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために，どの組織が，どのように取り組み，その結果どのような成果を得ているか記述してください。

研究事務課が，本研究科（及び法学部）に所属する専任教員の研究活動をサポートしている。研究事務課には5人の事務職員が配置され，①研究費の管理運営に関する事項（法学部研究費，科学研究費，委託・共同研究費及び産官学連携研究費など），②研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育に関する事項，③「日本大学研究者情報システム」管理・運営に関する事項，④「日本大学研究助成金公募情報等システム」の管理・運営に関する事項，⑤日本大学学術研究助成金及び「日本大学特別研究」に関する事項などに関する事務を担当することで，教員の研究の活性化を図っている。また，研究成果は，毎年度，紀要（『法務研究』）として刊行し，法務研究科での研究及び教育の成果を発表する媒体として有効に活用されている。

研究委員会において，「日本大学研究者情報システム」及び国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する研究者総覧「researchmap」への入力を促し，研究活動及び社会活動等を学内外に発信することにより，研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。また，外部資金獲得奨励費として科研費をはじめ外部資金を獲得した研究者に対して，次年度の個人研究費に10万円を増額している。また，加算研究費制度として外部競争的資金を獲得した研究者に対して，当該年度に支給される間接経費の金額を上限に，個人研究費を増額している。これにより，外部競争的資金の獲得や研究活動の活性化が図られている。

各研究所の運営委員会が主催する研究会を随時開催しており，その開催情報をホームページで公開することにより，各研究所の研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。

機関誌編集委員会及び各研究所の運営委員会において、法学部が発行する機関誌及び研究紀要をホームページに掲載し、学外発信することにより、研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。

㉗ 教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する業績について、どの組織が、どのように評価しているか記述してください。

研究委員会において、「日本大学研究者情報システム」及び国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する研究者総覧「researchmap」へ入力されたデータを確認し、研究業績がない教員に対しては、今後の研究活動の確認及び研究業績を上げるよう指導を行う予定である。

点検・評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

㉘ 教員組織に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

人事委員会において、中長期的な人事計画を策定して継続的な教員確保に努めている。退職予定者についてはあらかじめ把握し、本学の「教員規程」及び「教員資格審査規程」に従い計画的任用に努めている。法律基本科目については、適切な数の専任教員を確保するために特に慎重に人事を行い、場合によっては、退職予定者の退職予定日の前に後任者を前倒して採用して、退職予定者とともに一定の期間教育に当たることも可能にしている。過去には、平成30年3月31日付けで退職した行政法担当専任教員の後任者として平成29年9月1日付けで行政法担当専任教員を採用した実績がある。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

教員構成について、専任教員数における実務家教員の数、法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の配置及び主要な法律実務基礎科目への実務家教員の配置等の専門職大学院設置基準で定められた教員構成の基準を充足するのみならず、本研究科の大きな特色の一つである少人数教育を実現するためにも、大学院設置基準を上回る水準の教員構成とすることを編成方針としている。専任教員の数は、17人であり、専門職大学院設置基準を上回る水準の教員構成となっている。

専任教員に対し、各自の研究活動に専念するための個人専用の研究室を配置している。また、研究活動資金として上限40万円を給付し、研究活動を支援している。さらに、法学部の専門分野

の研究活動を推進させるため、法学研究所、政経研究所、比較法研究所及び新聞学研究所、国際知的財産研究所の5付置研究所を設置している。

基準7 学生支援

1 現状分析

点検・評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援に当たり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程等）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援等、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応等、学生の基本的人権の保障を図る取組を行っているか。

[修学支援（学習面）]

㉞ 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるように、どのようにサポートしているか記述してください（補習教育，補充教育，学習に関わる相談）。

専任教員は、毎週最低1回のオフィスアワーを設定し、これを掲示により学生に周知して学生から相談等を受ける体制を整備している。また、効果的な学修支援を行うため、専任教員についてはオフィスアワー以外でも研究室在室中できるだけ相談等を受けることとし、さらに、メールによる相談を行う教員もいる。

さらに、助教（アカデミック・アドバイザー）による学修相談体制を整備している。これは、原則として、毎週6日、3人の助教が交代で学修支援指導室に待機し、学生の相談に応ずるものである。相談内容は、条文や判例等の学修方法、法文書の起案方法及び日々の学修や期末試験に対するモチベーションの保ち方などから学生生活一般に関する事柄まで、多岐にわたっている。助教による学修相談の実績を報告する仕組が平成24年度から整備されたが、その内容については次年度当初の学務委員会において確認及び検証が行われる。

相談内容は、学生生活や学修・履修方法に関する基本的なものから、個々の科目の学修方法などと多岐にわたっており、その内容によっては、関係する委員会の教員やより専門的なアドバイスが可能な教員に橋渡しを行う場合もある。

㉟ 留年者について、どのように状況を把握し、どのように対応しているか記述してください。

GPA等による進級制限措置を講じており、進級の判定は、学務委員会の議を経て、分科委員会で決定する。進級判定の手続は、次のとおりである。各科目の教員から提出される成績資料に基づき大学院事務課が成績を取りまとめて進級判定のためのリストを作成し、これを各委員会に提出する。各委員会では、このリストを基に学生が所定の条件を満たしているかを確認した上で、進級の判定を行っている。なお、進級要件は、①未修1年次から2年次へ進む場合、必修科目20単位以上を修得し、かつ、修得必修科目のGPAが1.50以上であることと、共通到達度確認試験において、その成績が進級を不相当と認める著しく不良なものでないこと、②未修2年次から3年次へ進む場合、総修得単位数が54単位以上であるとともに、総修得必修科目のGPAが1.50以上であること、③既修2年次から3年次へ進む場合、総修得単位数が54単位以上であるとともに、必修科目のGPAが1.50以上であることとしている。また、長期履修学生については、いずれの学年においても、修得した全ての必修科目によるGPAが1.50以上であることとしている。これらの要件を満たさない学生は、原級に留め置かれることになる。

㊱ 退学希望者について、どのように状況を把握し、どのように対応しているか記述してください。

退学希望者は、大学院事務課に申し出てもらい、事情を確認した上で、学務委員長に報告を行っている。学務委員長は、必要に応じて、退学希望者との面談を設定し、大学として対応できることの把握に努めている。ただし、退学を希望する事情が、大学で対応できる範囲ではない場合（転勤、介護など）、学務委員長の判断により、面談を実施しない場合もある。

㊲ 留年者や退学希望者の減少に向けて、どのように取り組んでいるか記述してください。

留年について、その理由としては、休学者を除くと、単位不足及び必修科目のGPAが1.50未満であり、最終年次の留年は、修了要件単位数の不足である。

なお、学生自身の希望による修了延期制度は設けていない。

本研究科においては、修了延期（留年）者数及び退学者数の削減のため、継続的・組織的な学生支援体制が確立されている。

学生からの、修学、生活一般、進路等に関する相談に対応するものとして、以下の相談窓口を設けている。

- ① 大学院事務課の窓口における事務職員による休学・退学の相談
- ② 学生相談室のカウンセラーによる、プライバシーに配慮した相談
- ③ あらかじめ時間を設定し、公知させた専任教員の研究室等で行われるオフィスアワーにおける相談
- ④ クラス担任の専任教員による相談
- ⑤ 助教（アカデミックアドバイザー）による相談
- ⑥ 専任教員、助教、事務職員による法科大学院修了後の進路に関する相談等

このように、本研究科では、学生の各種の相談に適した多様な相談体制が構築されており、専任教員、助教、事務職員及びカウンセラー等が連携して、相談内容に応じた適切な指導を行っている。

また、成績不振（原則として必修科目のGPA1.50未満）の学生については、学務委員及びクラス担任を中心とする専任教員が個別に指導を行う体制を設けており、各学期にそれぞれ個別面談の上、指導を行っている。また、特別選抜の5年一貫コースで入学した学生には、通常よりも早く大学院へ進学しているため、アカデミック・アドバイザーが適宜面談を実施し、学修や生活状況の把握とアドバイスに努めている。

引き続き、修学継続支援を充実させるとともに修了延期（留年）者数及び退学者数の削減に努めていく。

[修学支援（経済面）]

㉓ 学生に対して、経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援を除く）をどのように行っているか記述してください。

地方出身の入学試験成績優秀者（法学既修者）には、男女各1名に学生寮を提供している。入館費、月々の寮費（食事代含む）及び保証金は、本研究科が負担し、学生負担経費は、電気代・通信費のみとなる。

また、長期履修学生制度を導入しており、授業料等の年額が、授業料及び施設設備資金の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額としているため、1年当たりの納入額が軽減されている。

[生活支援]

㉔ 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）をどのように行っているか記述してください。

本研究科は少人数による授業を主体としており、個人に割り当てた机がある自習室も用意しているため、おのずと学生同士の交流が生まれているが、日本大学法曹会主催の交流会の周知などにより、より一層の交流機会が確保できるように努めている。

[進路支援]

⑧⑤ キャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援をどのように行っているか記述してください。

毎年、司法試験の合格発表後又は短答式試験結果発表後に、就職指導の専門家を招いて書類対策と面接対策のセミナーを行っている。

就職活動をしたことがない者を対象とした就職試験講座によって、司法試験受験を断念した者が就職活動のノウハウを獲得することが可能となっている。

[その他支援]

⑧⑥ 正課外における部活動・ボランティア活動等の学生の活動について、どのように活性化を図っているか記述してください。

本研究科は専門職大学院のため、正課外における部活動・ボランティア活動等の学生の活動に対し活性化は図っていないが、法学部学生課と連携し、正課外活動の学生の情報について共有している。

[学生の基本的人権の保障]

⑧⑦ ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応等、学生の基本的人権の保障を図る取組について記述してください。

ハラスメント防止については、人権意識を高めるためのリーフレットを入学時のガイダンスで配布し周知している。また、大学において各種ハラスメント等による人権侵害を防止するためのガイドライン等が策定され、大学本部にこれらの人権侵害を防止するための委員会が設置され、被害を受けた者が救済を求めるための窓口「人権相談オフィス」が設けられているが、本研究科においても、クラス担任制度や専任教員のオフィスアワーを利用して学生が被害の救済等の相談をしやすくする体制が整備されている。

点検・評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

⑧⑧ 学生支援に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

学生支援において、学習面での就学支援については、学務委員会が状況を把握し、成績不振学生への指導など、必要な措置を講じた上で、その効果を成績の変化等で検証している。また、経済面の就学支援、生活支援、進路支援及び学生の基本的人権の保障については、学生生活・就職委員会を定期的に開催し、問題点が発生した場合にはその検討を行い、改善を図っている。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

専任教員、助教（アカデミック・アドバイザー）及びクラス担任等による手厚いアドバイス体制を整備し、学生がオフィスアワー以外でも気軽に研究室に来て話ができるような雰囲気作りを心掛け、学修面及び生活面の双方から、各学生の状態を把握できるように努めている。

【問題点】

学生支援体制については、令和6年度より、学生支援窓口を学生支援室内に移転し、独立した相談窓口が設置された。さらに全学で初めて学部専従カウンセラーが配置され、併せてコーディネーターも複数（2名）体制となった。これまでも本部派遣カウンセラー、保健室及び教職員が連携し、学生相談（カウンセリング）及び合理的配慮（障がい学生支援）の迅速でスムーズな支援体制を構築しているが、令和6年度は、更に多様な学生のニーズに応えられる手厚い体制となっている。今後の課題として、支援窓口の移転に伴う面接室の防音等、プライバシーが守られる環境の整備が必要である。

基準8 教育研究等環境

1 現状分析

点検・評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

89 バリアフリーへの対応をしていますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

バリアフリー環境としては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守した建物を建設しており、施設内の移動やトイレ環境としては問題なく整備している。視覚に障がい（弱視）のある学生対応として、学生の意見を直接確認し、必要な部分において階段の端部に色を付ける工事や手摺りを新設し、引き続き環境向上に配慮した対応を行っている。ただし、配慮が必要な学生が利用する施設を優先的に整備したため、全ての施設の整備は完了しておらず、今後バリアフリー整備は計画的に推進していく。

その他回答

90 施設、設備等の安全・衛生の確保に取り組んでいますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

建物は耐震基準上問題ないことが確認されている。

また、コロナ対策として学生が長く滞留する場所に工場扇を設置していたが、アフターコロナとなり現在は撤去し、かつ、入口や通行各所には消毒液を設置していたが、食堂やトイレ付近を除き撤去した。衛生面に配慮し、必要に応じて随時衛生環境を整備していく。

その他回答

㉑ 施設、設備等の維持及び規定に基づいた管理をしていますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

施設の建替えについては、財政面からの長期計画を行っており、引き続き随時見直しを行い、施設の状況や利用計画に基づいて対処していく。

その他回答

㉒ 学生や教員に対し、ネットワーク環境やICT機器に関する技術的な支援をどのように行っているか記述してください。

図書館法学部分館2階のメディア教育センターに、スタッフ4名を常駐させ、ネットワークやICT全般の技術的支援を行っている。

㉓ 学生の自主的な学習を促進するために、どのように環境整備をしているか記述してください。

14号館の2階から5階までの自習室に、幅110cmのキャレルデスクを合計194席用意し、学生個人に割り当てている。無線LANをはじめ、各席にはインターネットに接続可能な情報コンセントを設けており、学生は自習室で各自のパソコンを利用でき、各階に1台プリンターを設置している。14号館地下1階にはPC室があり、パソコン(8台)とプリンター(2台)が設置されており、学生はオンライン上の情報検索及び印刷ができるようになっている。令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、14号館4階の講堂を臨時PC室として開設しており、地下1階に設置されていたパソコン及びプリンターの一部をこちらに移動させている。また、自習室がある校舎には複写機(1台)が設置されている。さらに、自習室には多数のロッカーが設置されており、学生には1人に1個のロッカーが提供されている。自習室の開室時間は、7時から24時までで、大学行事等により利用できない場合を除き日曜・祭日も含めて毎日利用可能である(夏季及び冬季休業も同様)。

学生が議論をする場所として、14号館地下1階に学生ラウンジが設置されている(利用時間は、自習室の開室時間と同じ)ほか、グループ学修をするために、授業に使用されていない教室等を申請により利用することができる(利用時間は、平日・土曜日:9時~22時、日曜・祝日:9時~21時)。なお、図書館法学部分館のラーニング・コモンズも使用可能なことを周知している。

校舎内にインターネット接続が可能な学内有線LANが敷設されており、個別のアカウントを設け、プライバシー及びセキュリティの両面に配慮している。メールアドレスを付与し、各種データベース・電子ジャーナルの閲覧ができる。

社会人学生の増加に伴い、図書室の開室の拡充及び日曜日開室の要望が多かったため、法務研究科図書室について、令和2年度の管轄移管に伴い、開室時間を7時から24時までに延長した。

㉔ 学生に対し、情報倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

学部内パソコンの利用時、Webブラウザのスタートページを、学部イントラサイトに固定し、その中に「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」を表示させている。また、入学時と進級時のガイダンスでパンフレットを配布し、周知している。

㉕ 教職員に対し、情報倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

毎年、「日本大学情報管理宣言」の冊子を全教職員に配布している。

点検・評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・ 図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・ 図書や学術情報資料の利用促進するための取組を図っているか。
- ・ 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

㉖ 図書や学術情報資料の利用促進のために、どのように取り組んでいるか記述してください。

図書館法学部分館では授業期間中は開館時間を平日：8:45～21:45、土曜日：8:45～20:45とするほか、日曜日の開館を特定日に実施（開館時間10:00～17:00）し、利用者にとって学習しやすい環境を整備している。

図書館の利用については図書館法学部分館のホームページで紹介するとともに、図書館利用案内（冊子）を配布している。また、年度始めに在学生を対象に図書館の利用ガイダンスを行うなどして利用の促進を図っている。

「電子書籍・電子ジャーナル・データベース」の項目では法学部で利用可能な電子資料の一覧を掲載し、法学関連の研究・教育環境に適した学術情報サービスを提供している。

所蔵する貴重書類は、現在ホームページで書誌・所蔵データの公開を進めており、Web上で誌面全体を閲覧できる資料もある。平成28年には日本大学法学部創設125周年記念行事として特別展示会を開催し、発行された図録は全ページを学部ホームページに掲載している。

図書館法学部分館ホームページは令和6年8月にリニューアルし、学部ホームページのデザインに合わせた見やすいレイアウトに変更した。従前の内容を引き継ぎつつ、展示会及び学生協働に関する項目を新規に設けコンテンツを充実させている。

今後も資料のデジタル化や図書館活動等の情報発信を進め、本学の教育・研究環境の充実を図っていく予定である。

⑨7 司書有資格者の人数を記載してください。

専任職員：2人，臨時職員：1人，派遣職員：1人，業務委託職員：22人

⑨8 図書館分館独自の取組について記述してください。

図書館法学部分館では所蔵する貴重書・特別書コレクションの展示会を開催している（年3回）。「自主創造の基礎」の授業に絡めて年度始めに実施する学祖山田顕義関連資料の展示をはじめ、西洋法制史や法学者・経済学者等のコレクション、国内の近世古文書等々法学領域の資料を展示し公開している。展示会は一般にも公開している。

学生協働関連では、令和5年度より学生選書ツアーを再開した。令和6年度は年2回を開催する予定である。第1回目は6月に開催、11名の学生が参加し大型書店で選書及びプレゼンテーションを行った。また、大学院生スタッフによる学生への学修支援も令和6年度より再開、論文・レポート作成の指導などを留学生も交えて実施している。

以上の行事のほか、館内で実施するイベントや専任教員による推薦図書を紹介を年4回発行のライブラリーニュース（号外は随時）に掲載、発行し、学部ホームページと併せて情報発信を随時行っている。

点検・評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にいき、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

⑨9 外部資金獲得のために、どのような学部等独自の制度や取組があるか記述してください。

外部資金獲得奨励費として科研費をはじめ外部資金を獲得した研究者に対して、翌年度の個人研究費に10万円を増額している。また、加算研究費制度として外部競争的資金を獲得した研究者に対して、当該年度に支給される間接経費の金額を上限に、個人研究費を増額している。

⑩0 研究時間確保や研究専念期間保障のために、どのような制度や取組があるか記述してください。

「日本大学大学院法務研究科サバティカル制度に関する内規」を定めており、認められた研究者には1年間の研究に専念できる機会を確保している。また、「海外派遣研究員及び国外研究員に関する内規」を定めており、選出された場合は、最長で390日にわたり海外において専門分野の研究、調査等に専念することを可能とし、研究に専念できる機会を確保している。

⑩1 若手研究者育成のために、どのように取り組んでいるか記述してください。

若手研究者の特に優れた研究成果を顕彰し、研究活動の一層の活性化に資することを目的とした「日本大学法学部学術賞」を設けている。受賞者には、賞状を授与し、副賞として当該年度個人研究費予算に5万円を加算給付している。また、博士論文を出版する若手研究者に対して、出版助成費を給付する制度を制定し、支援を行っている。

⑩ RAやPDを置いている場合、どのようなガイダンスや研修を実施し、どのような業務をさせているか記述してください。

RAやPDを置いていない。

⑩ 学生に対して、研究倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

「法曹倫理」の授業を必修科目とし、より高次の倫理観について教育を行っている。

点検・評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

⑩ 研究等環境に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

研究委員会及び各研究所の運営委員会が定期的に委員会を開催し、点検・評価を行っている。必要な場合は、執行部会議及び教授会に上程している。改善・向上を図った事例として、博士論文を出版する若手研究者に対して、出版助成費を給付する制度を制定した。また、法学部研究費（学術研究費（個人研究・共同研究））の各支出費目の給付額について給付限度額を設けていたが、その内規について給付限度額を設けないように改正し、研究費を執行しやすいように改善した。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

研究活動の長所・特色として、各教員の個人研究及び共同研究に対して支援を行い、さらに研究所における研究活動を支援している。共同研究においては、学科・領域横断による研究活動を推進し、研究所においては、外部研究者の受入れ及び外国人研究者の招へい等を行い、研究活動の活性化を推進している。

【問題点】

トイレ大便器の洋便器化を促進しているが、建物によっては和便器が残っている。その建物は単純に洋便器へ更新することよりも、洋便器化と同時に、現在の施設の利用状況に合ったトイレ

環境とする必要がある。さらには、衛生配管の老朽化が著しいことに加え、内装の改修も行う必要があり、費用面からも長期的な整備対応となっている。

基準 9 社会連携・社会貢献

1 現状分析

点検・評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行い、社会に対し周知しているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、学部等の存在価値を高めることにつながっているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する情報を社会に対し周知させる取組を行っているか。

- ⑩ 社会連携・社会貢献に関する情報を社会に対し周知するために、情報にアクセスしやすいように特設サイトを開設しているか。

[自己評価]

- 特設サイトを開設している。
 特設サイトを開設していない。
 その他回答

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

- ⑩ 社会連携・社会貢献に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

社会連携・社会貢献活動のみを包括的に所管する委員会はなく、学外機関及び地域社会との連携内容によって、それぞれ所管を行っている委員会が点検・評価を行っている。

法学部では令和3年に法学部危機管理マニュアルの整備を行い、同マニュアルでは千代田区の帰宅困難者一時受入れに関する対応を整理した。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

災害発生時には大学のキャンパスを活用し，帰宅困難者の一時受入れなど自治体との連携を図りながら社会貢献を行うこととしている。